

暴風・大雨（雪）等すべての警報・特別警報発令時の児童の通学について

加納西小学校

【暴風、大雨（雪）等の警報、特別警報発令時の措置について】下記のように、対応をお願い致します。

基本的な構え

①すべての警報の発表に対して、「自宅待機」「学校待機」「学校待機・引き渡し等の措置をとります。

②特別警報が発表されたら、「自宅待機」「学校待機」「避難所への避難」など子供の安全を最優先した措置をとります。

1. 児童が登校する以前に暴風・大雨（雪）・洪水警報、特別警報等が発令されている場合

(1)警報が解除になるまで、自宅で待機させてください。

＜登校する場合＞

(2)午前7時15分までに解除された場合は平常通り通学させて下さい。

(3)午前7時15分から正午までに解除された場合は、解除時刻の1時間後から授業を始めます。この場合、その日の給食については、当日スマート連絡帳などでお知らせ致します。

*但し、保護者は、(2)(3)の場合において道路の決壊、橋の流失、家屋や樹木の倒壊などで危険な状態と判断する時には、登校させる必要はありません。その旨を必ず、学校へ連絡してください。

＜休業となる場合＞

(4)正午を過ぎてから解除された場合は臨時休業日とします。

2. 児童の登校後に暴風・大雨（雪）・洪水警報等、特別警報が発令された場合

＜強風注意報＞

(1)児童・生徒を帰宅させた方がよいと判断した場合には、授業を中止して速やかに下校させます。(スマート連絡帳、電話などによって連絡する予定です。)この場合、児童のみの下校はさせません。保護者にお迎えをお願いすることもあります。

(2)お迎えが遅れる場合は、その旨、学校へご連絡ください。学校で待機させます。

＜暴風警報＞

(1)校内の最も安全な場所で待機させ、保護者に引き渡しをします。お迎えをお願いします。

但し、暴風の場合、来校する保護者の安全も心配されます。指示があるまで、待機して頂く場合もあります。

＜その他の警報（大雨・洪水・大雪）＞

(1)校内の最も安全な場所で待機させ、原則、保護者に引き渡しをします。お迎えをお願いします。

(2)お迎えが遅れる場合は、その旨、学校へご連絡ください。学校で待機させます。

(3)状況を見て、児童を帰宅させた方がよいと判断した場合には、授業を中止して速やかに下校させます。(スマート連絡帳、電話などによって連絡する予定です。)この場合、児童のみの下校はさせません。

＜特別警報＞

(1)特別警報が出された場合は「学校待機」「避難所への避難」のどちらかで、子供の安全を最優先にした措置をとります。

(2)但し、保護者が迎えに来た場合は、保護者と相談して、引き渡す場合もあります。

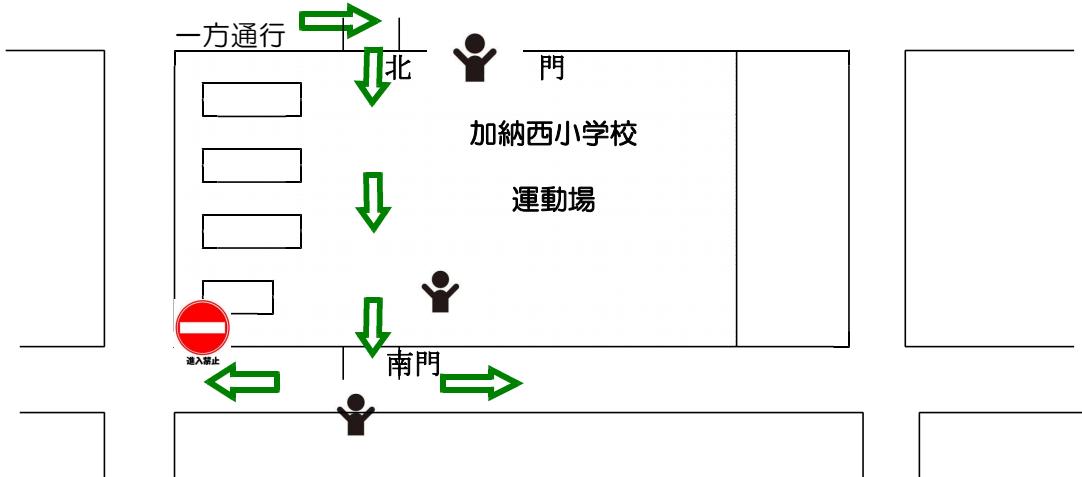
※台風接近など前日に判断できる場合は、前日の夜に陽南中学校区3校で協議し、翌日の対応を決定する場合があります。子供の安全を第一に判断します。

※お迎えをお願いする場合は、原則「歩いて」来て頂きますが、安全上、どうしても、車でしかお迎えの手段がない場合は、以下(次ページ参照)のルールをお守りください。

自動車の動きは、令和2年度から変更されています。

☆北門から入り、南門から出ること
南門からは、入れません。

4



「特別警報」とは・・・

気象庁は、平成25年8月30日（金）に「特別警報」の運用を開始しました。
「特別警報」が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください。

気象庁はこれまで、大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがある時に、警報を発表して警戒を呼びかけていました。これに加え、今後は、この警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表し、最大限の警戒を呼び掛けます。